

総務企画委員会記録
<第3号>

平成26年第6回沖縄県議会（12月定例会）

平成26年12月18日（木曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成26年12月18日 木曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午後3時45分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 4 乙第3号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第4号議案 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 乙第5号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 乙第6号議案 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 8 乙第7号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 9 乙第44号議案 当せん金付証票の発売について
- 10 乙第47号議案 専決処分の承認について
- 11 請願第3号、同第5号及び同第7号、陳情平成24年第84号、同第85号、同第122号、同第129号、同第184号、同第185号、陳情平成25年第8号、同第11号、同第18号、同第22号、同第23号、同第25号、同第35号、同第43号、同第46号、同第50号、同第63号、同第64号、同第77号、同第96号、同第97号、同第104号、同第105号、同第108号、同第109号、同第112号、同第114号、同第117号、同第118号、同第126号、同第140号、同第146号、同第147号、陳情第1号、第11号、第14号、第19号、第23号、第25号、第28号、第32号、第39号、

第41号、第42号、第58号、第66号、第71号、第72号、第73号、第85号、第90号及び第106号

12 閉会中継続審査（調査）について

出席委員

委員	長	山	内	末	子	さん
副委員	長	仲	田	弘	毅	君
委員		花	城	大	輔	君
委員		翁	長	政	俊	君
委員		具	志	孝	助	君
委員		照	屋	大	河	君
委員		高	嶺	善	伸	君
委員		玉	城	義	和	君
委員		吉	田	勝	廣	君
委員		渡	久	地	修	君
委員		當	間	盛	夫	君
委員		大	城	一	馬	君
委員		比	嘉	瑞	己	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	又	吉	進	君
基地	防災	統括	監	親	川	達男君
基地	対策	課	長	運	天	修君
総務	部	長	小橋	川	健	二君

総務統括監	砂川靖君
総務私学課長	大城壮彦君
人事課長	金城聡君
財政課長	渡嘉敷道夫君
税務課長	佐次田薫君
企画部長	謝花喜一郎君
地域・離島課副参事	比嘉悟君
市町村課長	宮城力君
環境部環境政策課副参事	棚原憲実君
環境部環境政策課	仲宗根一哉君
基地環境特別対策室長	
子ども生活福祉部障害福祉課班長	渡久山和之君
子ども生活福祉部県民生活課長	嘉手納良博君
保健医療部保健医療政策課長	金城弘昌君
農林水産部糖業農産課班長	金城吉治君
農林水産部農地農村整備課班長	長本正君
商工労働部ものづくり振興課班長	金城克也君
文化観光スポーツ部観光政策課班長	山川哲男君
土木建築部道路管理課副参事	上原武則君
警察本部警務部長	幡谷賢治君
生活安全部参事官	並里博君
兼生活安全企画課長	
警察本部交通部長	當山達也君
交通規制課長	伊波一君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案から乙第7号議案まで、乙第44号議案、乙第47号議案、請願第3号外2件、陳情平成24年第84号外51件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部警務部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第1号議案平成26年度沖縄県一般会計補正予算第3号について審査を行います。ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案について、お手元にお配りしております平成26年度一般会計補正予算第3号説明資料により、その概要を説明いたします。

今回の補正予算は、災害復旧など、当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、必要な予算を措置するものであります。

1ページをお願いいたします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ71億9397万3000円となっており、補正後の改予算額は7422億9960万円となります。

歳入、歳出の主な内容については、後ほど説明いたします。

2ページをお願いいたします。

2ページは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3ページをお願いいたします。

歳入内訳について、説明いたします。

地方交付税の35億2506万8000円は、地方交付税の予算未計上分であります。

国庫支出金の22億5600万2000円は、右欄の内訳にあるとおり港湾災害復旧に係る国庫負担金、及び2つ下の社会福祉諸費等の国庫補助金であります。

次に、4ページをお願いいたします。

財産収入の353万2000円は、土地開発基金利子等であります。

次に、寄附金の1000万円は、観光関連事業者からの寄附金であります。

繰入金の13億1427万1000円は緊急雇用創出事業臨時特例基金など4つの基金からの繰入金であります。県債の8510万円は県営住宅の整備等のため発行するものであります。

以上、歳入合計は71億9397万3000円となっております。

5ページをごらんください。

歳出内訳について、主な事項を説明いたします。

上から3番目の環境部の環境保全行政費14億74万円は、国の補助金を活用して、再生可能エネルギー等導入推進基金を設置するものであります。

2つ下の子ども生活福祉部の社会福祉諸費2億7903万1000円は、緊急雇用創出事業臨時特例基金への積み立て等に要する経費であります。

6ページをお願いいたします。

下から3番目の医学臨床研修事業費2億3218万円は、県立病院における医師確保対策への助成等に要する経費であります。

一番下の地域医療対策費17億7000万円は、国の交付金を活用して、地域医療

介護総合確保基金を設置するものであります。

7ページをごらんください。

一番上の看護師確保対策費2082万円は、先ほどの地域医療介護総合確保基金を活用した看護師等養成所の教育環境整備等に要する経費であります。

8ページをお願いいたします。

上から2番目の健康バイオ関連産業振興費1億3199万4000円は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの機器整備に要する経費であります。

その下の文化観光スポーツ部の一般観光事業費1000万円は、観光関連事業者からの寄附金を活用して実施する調査に要する経費であります。

9ページをごらんください。

上から3番目の港湾改修費1億4640万円は、中城湾港西原与那原地区におけるマリナ施設整備の工法変更等に伴う経費の増であります。

4つ下の公営住宅建設費1億2950万円は、県営南風原第2団地及び県営伊覇団地（仮称）の実施設計等に要する経費であります。

その下の港湾災害復旧事業費1億3800万円及びその下の県単港湾災害復旧事業費3720万円は、去る10月の台風19号により被災した港湾施設の復旧に要する経費であります。

10ページをお願いいたします。

一番上の出納事務局の職員費、その下の教育委員会の職員給与費及び教職員給与費、3つ下の公安委員会の職員費は、人事委員会勧告等を踏まえた給与条例改正等に伴う人件費の補正であります。

以上、歳出合計は71億9397万3000円となっております。

11ページから13ページにかけては、繰越明許費に関する補正であります。

11ページ及び12ページは、当初予算成立後の事由により、年度内に完了しない見込みの事業について、適正な工期を確保するため、44の事業で、合計152億3518万3000円を追加するものであります。

13ページは、9月補正予算で繰越明許費の補正を行った事業について、金額を変更するものであります。

14ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する補正であります。主なものとしましては、一番上の「沖縄県総合福祉センター」指定管理料から、下から4番目の「沖縄県立青少年の家」指定管理料までの12件の指定管理料について、債務負担行為を設定するものであります。

15ページをごらんください。

地方債に関する補正であります。一番上の県営住宅建設事業は、県営団地の

建設工事等の財源として、また、その下の災害復旧事業は、台風により被災した港湾施設の復旧に要する財源として発行するものであります。

以上が、甲第1号議案平成26年度一般会計補正予算第3号の概要であります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 4ページの県債の災害債がありますね。台風19号との関係ですが、当初予算で災害復旧費というのは計上していますよね。災害についてはこれを充てるけれども、その関係はどうなりますか。当初予算で災害復旧費は計上されているけれども、その額は全部使った上で足りなくなった分を補正するのか、あるいは土木部門のものでということですか。その関係を簡潔にお願いします。

○渡嘉敷道夫財政課長 今回の台風19号で被災した額ですが、県予算に絡むものとしては、想定額として全体で約11億5500万円が復旧額となっております。既決予算の中で8億9900万円が対応しております。一部予備費でも緊急に議会に諮る前に対応しなければならないということがありましたので、予備でも1650万円措置しております。それから、12月補正の中では全体として2億3985万1000円措置をしております。今回の災害債につきましては、12月補正に対応した2億3900万円の中の対応分として計上しております。既決予算でも措置しておりますが、これにつきましては国庫の災害復旧の対象になるものには対応しますが、それ以外のものについては補正に対応する県単の部分や、国庫を充当する前の調査の部分などに対して措置をしております。

○渡久地修委員 2月の当初予算で災害復旧費を積むけれども、災害の種類によって国庫補助金がつくものとつかないものがあり、つくものはそれを充てて

裏負担分の県債などは発生するという理解でいいですか。

○渡嘉敷道夫財政課長　そういうことでございます。

○渡久地修委員　この前の台風19号が11億円ですか。今年度の今までに災害復旧費に要した額というのは、前年度と比べてふえているのですか。

○小橋川健二総務部長　積み上げないと額はお答えが難しいのですが、印象的に例年に比べて災害が多かったような気がします。9月も災害復旧費を補正予算で計上しました。その際に、予備費も毎年2億円計上しておりますが予備費もかなり使い切った状態で9月補正に望んだものですから、予備費を元に戻したり、今回台風19号もございましたので、全体的には災害が多かった印象があります。

○渡久地修委員　農林水産部の被害が大きいですよね。サトウキビや菊ですか。今年度の印象としてはいかがですか。また、災害債を発行しましたら、この返済は特別交付税の措置などいろいろあるのですか。

○小橋川健二総務部長　これもすぐには答えられませんが、国庫補助がつく災害の裏負担分の起債は、全部交付税でバックがあります。県単災害についても印象的には5割以上、後年度に交付税で戻ってくるという仕組みになります。

○渡久地修委員　9月補正の2億円は、今度補正で措置するということですが、今年度分の災害に対応できるような予備費などはきちんと措置しているのですね。そのあたりはどうですか。

○渡嘉敷道夫財政課長　予備費は毎年2億円を予算措置としていただいておりますが、今回災害等で使った分につきましては、前回の9月補正においてその分を補充するイメージで補正増をさせていただきましたので、十分対応できると考えております。

○山内末子委員長　ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員　2ページの補助金で3億2000万円があつて、国庫支出金が7

億4891万円がマイナスで特定財源が11億7500万円になっていますが、事前に補助がくる前に一般財源で出して使って特定財源できたということですか。

○**渡嘉敷道夫財政課長** 医師確保対策補助事業や看護師支援補助事業が従来ありましたけれども、平成25年度まで国庫補助事業として実施してきました。当初におきましては、従来どおり国庫補助事業で行うということで国庫支出金にその分を計上していたのですが、今回平成26年度に入ってから国のほうで消費税の増分も活用しまして地域医療介護総合確保基金事業ということで、県でつくって支出するという、このための国庫補助金が今回入ってまいります。それを受け入れまして、基金に入れ、そこから取り崩して当初組んでいた国庫補助事業を基金からの繰入金で振りかえるということで、国庫補助金の減と基金からの繰り入れ分の特定財源の増の振りかえ分ということになります。

○**吉田勝廣委員** それが特定財源ということになっているわけですね。

○**渡嘉敷道夫財政課長** そういうことでございます。

○**吉田勝廣委員** 健康バイオ関連産業振興費は、1億円から一般財源で2600億円使っているのですが、こういう事業はなぜ今ごろ補正が上がっているのですか。これは機器の入札がおくれてですか。

○**金城克也ものづくり振興課班長** どうしてこの時期かという質疑に対してですが、21世紀ビジョンの実施計画では平成24年度から随時機器更新の整備を行うということでした。しかし、機器が高額なこと、企業ニーズが多様であることから整備する機器の絞り込みに時間を要しました。また、県は今後医療産業の集積と競争力強化を促進するため、研究開発基盤の構築や産学官連携による研究開発支援を一層充実させる方針でございます。現在進行中の再生医療とともに次年度からは感染症ワクチンや核酸医薬品、抗体薬品のバイオ医薬品の研究開発を加速させるための具体的な取り組みを行うこととしています。最先端の研究成果を生み出すためには、高度な研究開発のスピードと確実性を確保する最先端の研究開発機器が不可欠でございます。それで、次年度以降の事業効果を最大化し、21世紀ビジョン実施計画に定めるアジア地域における研究拠点の形成を加速させるためには、12月補正により研究開発基盤である当センターへの機器整備を早急に行い、支援機能の強化を図る必要があると考えております。

○吉田勝廣委員 予算が成立して、12月でやるというのは少し遅い気がします。

○渡嘉敷道夫財政課長 補足いたしますと、今の事業も含めて一括公共交付金事業—ソフト交付金事業に6事業計上しておりますが、その中の補助金の有効活用ということで年度の執行状況を見まして不用が生じる一節減等により財源をよそに回すことができれば有効に活用したいと考えており、この事業につきましても、そちらのほうにほかのソフト交付金から充当しているということです。

○吉田勝廣委員 わかりました。

次に、11ページの農林水産業の繰越金が多いですね。

○渡嘉敷道夫財政課長 今回の12月議会で上げております繰越明許費の額ですが、一般会計では223億円余り、特別会計で3億円余り、約227億円となっております。去年の同時期と比べますと、約98億円ほど増加している状況でございます。

○吉田勝廣委員 聞きたいのは、農業費や農地費であるとか、それだけ予算措置して執行するわけだから、明許繰越だとすると、あとは3カ月しかない。次につなげてからやりますが。そのようなとき、どうするのですか。農業費とか含みつ糖で17億2800万円ありますよね。

○渡嘉敷道夫財政課長 今回12月補正で繰越明許費を上げさせていただくことで、その後に適正な工期を確保した契約を結ぶことができるということで、今年度分の執行率を上げたいということでございます。

○吉田勝廣委員 早いですよね。普通は使い切って3月補正でやるときもあるだろうし。やり方はいろいろあると思いますが。

○小橋川健二総務部長 繰り越しは執行率の問題になりますので、いかに不用、繰り越しを減らすかということですが、ことしから9月補正から明許繰越を計上することにしております。年度末まで引っ張って年度内で一生懸命頑張っても、2月補正で繰り越しをとりますと、契約が次年度にまたがり、適正な工期

がとれないということもありまして、年度内に完了しない見込みのもの、明らかにそうであるというものについては、前倒しで明許繰越をとって、その時点で契約を翌年度にまたがる契約をすればある意味では工期が適正になるわけですし、それから早目の完成ということになりますので、そういった工夫をしているわけでありまして、12月も早いという御意見もございまして、そういう趣旨でやっております。やみくもにやりますと、緊張感がなくなりますので、明らかに年度内に完成が難しいというものに限って早目早目に措置をとっているということです。

○吉田勝廣委員 基本的には、事業計画をするときに、年度中にやるという原則ですから、その原則で9月で明許繰越、12月で明許繰越というのは財政上好ましくないとは運営上思います。テクニックの問題だと思います。担当の部や課が予算を計上するときに、年度内ですることとやっておき、補助金を活用しながら執行に近づいていくわけですから。そういうところがよくわかりませんが。

○小橋川健二総務部長 確かに会計年度独立の原則ですので、年度内に完了させるのが当然だと思います。例えば、経済対策や一括交付金もかなりのボリュームで来ているということもありまして、繰り越しをいかに減らすか、結果として不用をいかに減らすかという工夫を求められていると思います。会計年度の独立だけを守ってはいけません、なかなかそこはうまくいかない。やみくもに明許繰越をとってしまうと、緊張感がないとなりますので、極力年度内に完成しないものが明らかであるというものを厳選して計上しているつもりでございます。

○吉田勝廣委員 補助金を交付してもらって行う事業ですので、補助金を返還するわけにはいきませんので、明許繰越をしてやることも非常に大事ですね。例えば、農地費を見ると交付金事業に書かれていますので、市町村との関係もあるかもしれません。市町村からどういう執行状況になるかと思ったりしますので、この辺は注意して事業計画をしっかりとしたほうがいいのではないかと思います。

○長本正農地農村整備課班長 交付金事業についてお答えします。例えば、12月議会に提出している10億円のうち、水利施設整備事業が交付金事業でございます。これが5億7498万円です。この水利施設整備事業というのは、農地にか

んがい施設を建設するという事業で、県が主体となってやっている事業です。予算としましては、平成26年度できる範囲ということで、予算要求いたしまして、実際平成26年度の上半期あたりで工事の発注などを考えているのですが、その中で対農家との調整などに時間を要しまして、工事の発注がおくれているという状況があります。それで今回の12月補正で明許繰越をとって、年度をまたいで工期を設定して適正な工期で契約を結ぶということを考えております。

○吉田勝廣委員 よくわかります。農家の関係や土地の売買の関係などがありますが、予算を年度内でやるというのは原則ですから努力をしていただきたいと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当間盛夫委員。

○当間盛夫委員 再生可能エネルギーですか。環境部で14億円という基金を、3年間で使い切るというものがありますが、これは県有施設や市町村に対しての災害時の避難、防災などの振り分けなどがありますか。割合などがありますか。

○棚原憲実環境政策課副参事 今回の事業は、特に災害時に孤立しやすい離島の町村を優先的に実施することを計画しておりまして、既に地区の災害時の発電機があるところは除くということで対応していきます。今現在は、離島の防災施設等を優先して、入札などで残がありましたら、公募をかけて効率的に執行していきたいと考えております。

○当間盛夫委員 離島関係を中心に防災拠点という形で、蓄電池等も入れてそこで完結できるようなものをつくっていききたいということですか。

○棚原憲実環境政策課副参事 今、台風等の災害時の停電の際に、夜間を含めて2日以上何とか最低限の電力を賄えるような計画を立てております。

○当間盛夫委員 離島はどことどこを決めてあるのですか。

○棚原憲実環境政策課副参事 6月に国からの内示をいただきまして、正式に市町村から要望を集め、その後11月に外部有識者を含めまして委員会の開催で

対象施設を案として確定しております。ただ、実際に太陽光発電等の施設を入れる際には、場所的な要件などもありますので、今それについて精査しているところです。

○**當間盛夫委員** ことしになって、沖縄電力との太陽光での部分が限界だということ等々もあって、なかなか離島でも受け付けられないということもあったと思います。部長、国からの国庫がありますよね。10分の10事業がありますが、一括交付金でそれを使っているところとはどういう違いがありますか。例えば、僕らは一括交付金をやる時に国からメニューがあるときには、一括交付金を使いませよというような要綱的なものがあつたはずなのですが、こういった形が出てくると、それとの兼ね合いはどうなりますか。

○**小橋川健二総務部長** 一括交付金は既存の制度があるものについては、それを活用するということですので、優先順位というか既存の制度が先に使われてということになります。今回の基金の場合も財源が全て国費ですので、基金を優先に活用して、なお沖縄の特殊事情が存するというものについては一括交付金のソフト分が活用できる可能性があるのではないかなと思います。

○**當間盛夫委員** 先ほどの外国人観光客に対応する意向調査などは12月でやらないといけない事業なのかと。当初の部分で、沖縄の観光がどうあるべきだと含みながら、本来反映されて1年間調査してということになると思いますが、調査的になぜ今ごろこのことをやり、どのぐらいのものを調査するのか。

○**山川哲夫観光政策課班長** 今回補正で上げさせていただいた事業は2件ございます。そのうちの外国人観光客受け入れ対策事業者意向調査というものは、沖縄県の観光客が伸び続けているという状況がございます。そういった中で、国で外国人観光客の消費活動の中でショッピングという割合が大きいものですから、そこでもっと収入を拡大しようということで、ことしの10月1日から消費税制度の免除の対象商品が拡大しました。それまでは、一般の衣料品などが消費税の免税対象だったのですが、10月1日以降は、消耗品や普通に飲むペットボトル等まで免税対象になりました。そういった中で、日本全体で外国人の消費活動が増大しております。沖縄県におきましても、外国人の消費を拡大したいということがあります。沖縄DFSのほうから、沖縄県の観光振興、文化振興に係る事業に充てていただきたいということで、寄附の申し込みがありました。それが、10月前後だったものですから、その資金を活用して今回、外国

人受け入れの事業を実施していきたいということで計上をさせていただいております。

○**當間盛夫委員** 寄附金が1000万円あったから、という話からすると、10月1日からサンエーやジャスコなどはのぼりがありますよ。前々から、こういう形の制度があるとわかるわけですね。

○**山川哲夫観光政策課班長** 10月1日から、対象商品の拡大があるということはありません。

○**當間盛夫委員** その辺は、わかるわけですから大手のスーパーだけではなく、県内の小売業者にも周知徹底できるように、事前にやるべきではないですか。始まってから調査してどうこうということではなく、皆さんはスタートがわかるわけですから、事前に海外の観光客に対してどうするかということは、前もってやるべき作業だと思うので、なぜ12月にこういう形でくるのかということなんです。後追いではだめだと思います。そういうことをしっかりやらないと、間違いなく中国、香港含めて観光客はふえていますよ。国際通りをすれ違う方は、中国語を話されている方々が多いわけです。観光消費が、6万8000円ですとか横ばいで急激に上がっているというわけでもないわけですから、そのことをしっかりとチャンスをつかめるような政策を持ってこないとな後追いの分では、このような予算のつけ方はないと思います。

○**山川哲夫観光政策課班長** 消費税免税に関しては、最寄りの税務署長から許可を受けて店舗の展開ができるというふうになっております。店舗数で申し上げますと、ことしの4月1日時点、沖縄においては82店舗が許可を受けておりました。10月1日以降は、138店舗とふえております。民間企業の方々が、外国人の消費というものを取り入れていこうということがあるかと思います。そういった中で、許可を受けた消費税免税店は一般物品と消耗品との仕分け作業や、国内では消費ができず、そのまま輸出したり持ち帰っていくという作業が出てきます。それは、1店舗につき1つの作業は全部セットになっています。国のほうにおきましても、税制改正要望で1店舗で1作業ではなくトータルでできるのではないかと。大型店舗の中で、消費税免税の手続きができるのは直営のところだけなのです。大型店舗の中でテナントとして入っているところは、自分たちで全ての作業をしないといけないというところがございます。大手のところだけが、有利な扱いになっているという状況がございます。国は、地方

にも広げていくためにも委託方式で、例えば小売店舗が幾つか一つの業者に委託をして、手続を全部やってもらうということをしてできないかと税制改正要望が出ております。沖縄県におきましても、大型店舗だけではなくて国際通りでありますとか小売店舗がひしめき合っているようなところで、何とかこの制度を導入できないかと、事業社の意向調査をした上で、課題と対応策を検討していきたいという考えで、この事業を出しております。

○**當間盛夫委員** なおかつ寄附金で頼るような事業ではないというわけです。

○**小橋川健二総務部長** それぞれの部局は、年間のいろいろな施策や事業を優先順位をつけながら行っているとは思っております。例えば、いろいろな事象や課題に対応するための予算措置については、タイムリーにいかないといけないと思いますので、そこは私どもも心がけていきたいと思います。財源については、その財源でなければできないような事業がなかにはあるかと思いますが、そういったところも見ながらタイムリーを心がけていきたいと思います。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○**翁長政俊委員** 11ページの繰越明許費ですが、先ほども議論が出ましたが、ハード部分で44事業、125億円、それ以外の事業の数と状況はどうなっていますか。

○**渡嘉敷道夫財政課長** 44事業につきましては、ハード事業のものだけでございます。

○**翁長政俊委員** 44事業で明許繰越をせざるを得ないと、12月の段階で皆さんが決定をされているのですが、実際に当初の段階で事業の熟度というのは、当然総務部がそれぞれの部局から上がってきたものについては、査定しますよね。査定する中で、単年度で執行できるだろうと見込みのもとで熟度を勘案して予算をつけるという形だろうと、単年度主義というものはそういう動きになるだろうと思いますが、それだけの高額、増額になっているという現状を見たときに、査定の段階での熟度に問題があったのではないかと見るのです。それについてはいかがですか。

○小橋川健二総務部長 ハード事業については、スタートする前に概略設計を前の年に終えておいたり基本設計を終えておいて、当該年度は実施設計を行います。当該年度に入りますと、繰り越しの要因ですが、例えば用地費は取得は難しいというのが、事業をスタートしてから出てくるわけです。査定の段階では、なかなかそこまでは目配りは難しいと思っております。9月、2月も出てくるかもしれませんが、繰越明許費として議決をいただいているものは、全て繰り越されるわけではなく、実際3月末までに精いっぱい執行に努めて、それでも完了しない部分だけを実際は繰り越していくということですので、今回も枠を頂戴して、その中で執行を促進させようという趣旨でございます。

○翁長政俊委員 枠を確保するというやり方が、実際予算を執行していく上で、予算の概念からして、それでいいのですか。

○小橋川健二総務部長 会計年度独立の原則がありはしますけれども、事象によって、理由によって、どうしても年度内に完成しないということはあるのです。それは地方自治法でも、独立の原則の例外として認められておりますので、そこは最終的に執行率をいかに上げるか、または年度内に早目に完成させて早目に事業効果を発現させるという意味では、こういう制度は有効に活用すべきであると思っております。余りやみくもに明許繰越を早目にとり過ぎますと、確かに年度の執行に緊張感がないとの話もございまして、そこは極力その時々々の時点で年度内に完成しないことが、かなりの確度で見込まれると、そういったことに限って、繰越明許費用を議決をしていただいているという事情でございます。

○翁長政俊委員 今の説明では、従来そういった枠組みはなかったですよ。従来からやっていたのでしょうか。事前に枠組みをとって、年度内に執行できるものはやっていき、できないものに関しては明許繰越をやっていくという枠のはめ方は厳しいだろうという認識に立って、こういったことをやるだろうと思いますが。将来的には、翌年度にも繰り越して、結局、事故繰越がかなり高くなるということが誘因されませんか。

○小橋川健二総務部長 繰越制度については、これまで同様やってきております。ただ、議決の時期が、昨年度の9月補正から実は繰越明許費の議決を入れてきております。例年ですと、12月あるいは11月補正、2月補正が圧倒的に多くなりますけれども、それではやはり工期がぎりぎりになるということもあり、

9月時点で年度内の執行は非常に難しいと。早目に議決をいただいて、ゆったりとした空気をつくることによって年度内の完成が早くなる。後も事故繰越の可能性も減るということにもなりますので、例年とは少し違う意味の前倒しでやってきていると。

○翁長政俊委員 今の説明は、逆だと思いますが。明許繰越のものがかなり大幅になっていくほど事業数も多くなっていくことは、事故繰越になる可能性というのは非常に高くなると私は見ているのですが。まったく逆の説明をしていますが、実際どうですか。

○渡嘉敷道夫財政課長 当初予算で組んだ事業というのは、当然年度の初めから執行してこの年度で終わるとというのが基本であり、そういうことで事業が執行できるだろうと我々も予算措置をしております。ただし、今回の土木でいいますと用地取得の状況があったり、あるいは職人の不足という状況があったり、不調不落が発生しており、なかなか年度当初からスタートできなかつたという状況がございます。そうしますと、1年間の工期が確保することが難しく、一方で工期が1年間必要だということがありますので、その工期でもって契約するためには、議会の議決で翌年度に予算を繰り越していただくという手続が必要です。それを早目に補正予算で認めていただきますと、議決後に1年間の工期を確保した契約の締結ができるということで、2月末に繰り越すよりも早目に契約して事業に着手するという観点から、去年の9月、12月補正から明許繰越の計上をさせていただいております。国からも、適正な繰り越し手続をとるようにとの指導もございます。

○翁長政俊委員 今の説明を聞いていると、繰り越しの内容が2つあるような感じがしました。1つは、用地買収など相手がいて、なかなか事業が進まない外的要因を含めて事業の執行に問題があること。もう一つは、執行に当たっての作業上、職員の問題や計画の熟度の低さ等々含めてそれが事業執行がおくれた要因になり、明許繰越せざるを得ないという、趣旨はこの2つだったのですか。発言をしている内容がこういうことになると、相手があつていろいろ出てくることはハード事業の中で出てくることですから私はよく理解できるのですが。しかしながら組織上の問題で前に進まないということになると、そこはまた事業の熟度の問題にはね返ってくるのではないですか。ここをしっかりと埋めていくことで、皆さんは査定するはずですから、そこの部分に問題があるのではないのですかと指摘をしているのです。

○渡嘉敷道夫財政課長 先ほど申し上げた内容は、職員不足ではなくて、職人の不足ということで申し上げたつもりでございました。

○翁長政俊委員 事業の内容自体が違うはずですね。明許繰越がないほうがいいに決まっているのですから、事業は単年度で執行できるようにしっかり頑張っていたきたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 5ページの心身障害児保護費について説明をお願いします。

○渡久山和之障害福祉課班長 心身障害者保護費は、障害者の歯科診療等に要する費用です。補正の内容は、八重山地域において障害者が適切な時期に歯科治療が受けられる体制の構築のため、八重山病院へ診療応援という形で月1回、県立中部及び宮古病院から歯科医師等を派遣し行う障害者歯科実施に対する補助事業でございます。地域医療介護総合確保基金を活用した補助事業として実施予定であり、八重山病院での受け入れ準備などの経費や派遣元病院への逸失利益相当額について病院事業局に対して補助を行うことにしております。

○高嶺善伸委員 これまで、八重山病院で行われた心身障害児の全身麻酔治療は2年に1度しか医師を派遣できずに、それも限られた期間しかやらないので受診ができなかった障害児も多かったわけです。八重山病院に歯科口腔外科を設置してもらいたいという話は、地元の市議会からの要望も出て、新病院建てかえのときに、できたらそれをスタートするという話でしたが、今の説明ですと現在の八重山病院でも、心身障害児の治療ができるように医師派遣事業をやるうということなのですか。

○渡久山和之障害福祉課班長 病院事業局では、新八重山病院計画の中で歯科口腔外科の検討をしておりますが、その間はほかの病院からの業務応援という形で障害者歯科などを実施するという計画がありまして、それに対して県が補助をするということで今回計上しております。

○高嶺善伸委員 八重山病院には、診療するスペースは現在の病院で確保でき

るのですか。実際の運用の仕方について説明をお願いします。

○渡久山和之障害福祉課班長 月1回、定期的に実施するという事で、確保できるようにしております。

○高嶺善伸委員 よろしく申し上げます。緊急医師確保事業—これは文教厚生委員会でやっているかもしれませんが、補正予算で説明できる範囲で申し上げます。今回、基金繰入金を750万円予算措置をして実施するようになっていますが、具体的に医師確保事業の取り組み、補足説明を含めて、予算の運用の仕方の説明をお願いします。

○金城弘昌保健医療政策課長 詳細は把握しておりませんが、9月補正で基金を設置しました。医師の派遣ということで、県外の大学病院からの派遣を病院事業局で調整しておりますが、5名を1月以降に確保しようと考えております。内訳としましては、北部の産婦人科の3名、八重山病院の眼科の1名、八重山病院の脳神経外科の1名、県外の大学病院から3カ月間という予算で予定しております。平成27年度以降については、別途調整する予定ですが、3カ月分ということで750万円計上しております。

○高嶺善伸委員 基金を設置して欠員している5名の医師の緊急確保ができるというのは、大変いいことだと思いますので、1月から確保し、平成27年度以降も継続して、基金の活用も十分にやっていただきたいと思います。

繰越明許費の農業費、含みつ糖等振興対策事業費ですが、繰り越しの理由と箇所の説明をお願いします。

○金城吉治糖業農産課班長 今回、繰り越しで出されている内容については、与那国町で老朽化した含みつ糖製糖工場の建てかえを目的とした事業です。理由につきましては、予算計上時に予定していた建設資材の単価から事業実施に至るまでの間に資材が高騰したことで一部、建屋の面積を縮小をさせられたということで、事業計画の見直しに伴って、不測の時間を要したため、繰り越しが必要となっている状況です。

○高嶺善伸委員 与那国町の製糖工場については、既に附帯工事を含めて入札は終わったのですか。

○金城吉治糖業農産課班長 事業につきましては、主にプラント関係の発注とそれに伴う建屋関係の大きく2つに分かれますが、プラントの発注につきましては、8月に契約を済ませております。建屋については、これからの発注ということになりまして、今回繰り越しをするのは適正な工期を確保するというところで、出させていただいている状況です。

○高嶺善伸委員 西表糖業も、鉄骨が値上がりしていざとなると落札者がいない、技術者がいないという離島の工事は難しい。今、西表糖業の工事も鉄骨納入のおくれで果たして会計年度中に終わるのかという懸念もありますが、与那国町は鉄骨資材の値上がりなどを踏まえた上での予算は確保しているのですか。

○金城吉治糖業農産課班長 現在の資材単価で積算しておりまして、役場と調整中ですが、予算については十分確保していると考えております。

○高嶺善伸委員 ちなみに、与那国製糖工場は総事業費の与那国町の負担はどうなりますか。

○金城吉治糖業農産課班長 事業費につきましては、約24億円程度見込んでおりますが、与那国町の負担は1割ということで約2億4000万円程度の負担となります。

○高嶺善伸委員 繰り越したので、諸要因が出て繰り越ししないように頑張ってください。念のために、西表糖業の工期がずれ込んで大変問題になっているという話を新聞で読みましたが、西表糖業のほうは少しおくれがみだとも思っているのですが、平成26年度実施している分は繰越事業ですか。

○金城吉治糖業農産課班長 平成25年度からの繰り越しで、当初予定としては12月で竣工予定でしたが、入札不調と鉄骨の搬入おくれ等ありまして現在のところ2月末完成予定と見込んでおります。

○高嶺善伸委員 工期は守って、しっかり操業に間に合わすようにしてください。繰越補正の変更ですが、無電柱化推進事業のスピードアップが必要だと絶えず指摘をされているのですが、現状と今後の整備の見通しなどについて御説明いただけないでしょうか。

○上原武則道路管理課副参事 無電柱化推進事業については、県道82号線的那覇市銘苅等において、電線類を地中化するために管路等を設置するものとなっております。繰越理由につきましては、先行して実施する設計業務が電線管理者との調整に時間を要したことにより本工事の着手がおくれたものとなっております。議会承認後の工事発注を計画しております。なお、9月に承認されました国道390号、石垣市については11月に契約しており、平成27年8月完成予定となっております。

○高嶺善伸委員 資料のお願いをしたい。無電柱化の全体計画がわかるように、全体計画及び既に完了済み、計画実施中のところ、未実施の今後の見通しを資料として各委員に配付してもらえませんか。

○上原武則道路管理課副参事 わかりました。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 これからの乙号議案につきましては、お配りしております資料平成26年第6回沖縄県議会12月定例会乙号議案説明資料というものがございます。これによって説明を行ってまいります。

資料1ページをお願いいたします。

なお、議案は別冊の平成26年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の1ページでございます。

乙第1号議案沖縄県学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は私立学校振興助成法の一部が改正されたことを踏まえ、幼保連携型認定こども園を設置する社会法人等を助成の対象とする必要があるため、条例を改正するものであります。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 現行と新制度での助成対象学校数を教えてください。

○大城壮彦総務私学課長 現行の幼保連携型認定こども園は1法人ございます。新制度に移行するのもその1法人が移行する予定でございますが、私立幼稚園から幼保連携型を目指しているところが1園ありますので、新制度になりますと2法人が移行する予定です。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 先ほどの資料の2ページをお願いいたします。議案は3ページでございます。

乙第2号議案沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、地方公共団体等が特定個人情報ファイルを保有する前に、当該ファイルの取り扱いに係る評価書を作成し個人情報保護審査会等の個人情報の保護に関する学識経験のある者で構成する合議制の機関等の意見を聞くものとされたため、条例を改正するものであります。

改正の概要は沖縄県個人情報保護審査会が所掌する事務に特定個人情報保護ファイルの取り扱いについて意見を述べることを追加するものです。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、審査の都合上、乙第3号議案及び乙第4号議案の審査の前に、両議案に関連する乙第5号議案の審査を行います。

これより、乙第5号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 説明資料の5ページをごらんください。

議案は別冊議案書の8ページでございます。

乙第5号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につい

て、説明いたします。

この議案は、平成26年10月に行われた人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与等を改める必要があることから、関係条例を改正するものであります。

改正の概要を申し上げますと、1点目に、平成26年度の給与改定のため、給料月額を、平均0.3%引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合を、年間0.15月分引き上げることとしております。

2点目に、給与制度の総合的な見直しのため、平成27年度から給料月額を、平均2%引き下げるとともに地域手当の級地区分及び支給割合、並びに単身赴任手当の支給額を改定すること等としております。

条例の施行期日は、平成26年度の給与改定に係る規定については、公布の日とし、給与制度の総合的な見直しに係る規定等については、平成27年4月1日としております。

また、この条例の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

以上で、乙第5号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 人件費補正額の歳入歳出財源の内訳で、人件費が28億1980万円ですが、今度の増額分全部で上がった分の総額は幾らですか。

○砂川靖総務統括監 今回の給与改定による所要額は、約20億円を見込んでおります。

○吉田勝廣委員 ボーナスや退職金も含めて20億円ですか。

○砂川靖総務統括監 退職金は含まれておりません。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 5ページの説明で、月例給0.3%引き上げる、特別給を上げる。給与法は下げるといふことがあるのですが、簡潔に言うと職員の受け取る額はふえるのですか、減るのですか。

○砂川靖総務統括監 改定の内容は2つございます。1つ目のポイントは平成26年度の給与改定ということで、全体で約20億円の増額になるわけです。2つ目の改定ポイントは、平成27年度以降の給与制度の総合的見直しになります。これは平均で給与を月額2%引き下げますが、経過措置がございまして、新しい給与表に切りかわる職員で、引き下がる差額につきましては現給補償をするということで、引き下げは実質的にはないということでございます。

○渡久地修委員 職員が受け取る額は、下がらないのですか。

○砂川靖総務統括監 経過措置期間中は、下がりません。

○渡久地修委員 経過措置期間中というのは、何年ですか。

○金城聡人事課長 平成27年度以降の経過措置については、人事委員会勧告がありまして3年間です。

○渡久地修委員 いろいろ行っていますが、実質受け取りは下がりっ放しではないですか。その平均額を教えてください。

○金城聡人事課長 人事委員会が毎年沖縄県職員の給与実態調査を行っておりますが、平成13年が39万9338円で平均給与月額となっております。その後、平成26年が34万5439円ですが、下がっていることとなります。

○渡久地修委員 実質的には下がっていますよね。今回、改正する条例案を提出されているのですが、職員団体との交渉はどうでしたか。

○砂川靖総務統括監 平成26年10月7日に、人事委員会の勧告が出ました。それを受けまして10月23日に給与改定案を提案し、団体交渉を始めました。3回

交渉を行いまして、最終的には11月26日に実質的には27日になりますが、組合から当局の提案を受け入れるということで合意し、それを条例案として提案しているということでございます。

○渡久地修委員 3回交渉したとのことですが、組合側が主張していた主な主張はここで明らかにはできませんか。

○砂川靖総務統括監 組合と合意した内容が、条例になっているということでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 説明資料3ページ、議案書は4ページでございます。

乙第3号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、国家公務員の退職手当の改正されたことに伴い、沖縄県職員の退職手当についても必要な見直しを行うため退職手当条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要を申し上げますと、国家公務員退職手当法の改正内容に準じ、給与制度の総合的見直しによる退職手当支給水準に及ぼす影響を踏まえ、退職手当の調整額について第1号区分から第7号区分までの調整月額を引き上げること、第7号区分について、勤続期間が24年以下の退職者に対しても調整額を支給することというものであります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものとしております。

以上で、乙第3号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 説明資料4ページをごらんください。議案書の6ページにございます。

乙第4号議案沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、国の特別職及び沖縄県の一般職の職員の期末手当の支給割合が改定されることとの均衡を考慮し、知事等教育長及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き上げる必要があることから、関係条例を改正するものであります。

改正の概要を申し上げますと、知事等教育長及び特別職の秘書の期末手当につきましてはその支給割合を沖縄県一般職の職員に準じて年間0.15月分引き上げることとしております。

条例の施行期日は原則として公布の日としております。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 平成13年から今年度まで推移を教えてください。

○金城聡人事課長 期末手当の推移ですと、知事等特別手当の支給割合の推移ですが、平成13年が3.55月分、平成15年に改定がありまして3.3月分になっています。平成21年に3.1月分です。平成22年に2.95月分、平成26年分は提案していますけれども3.1月分として定めたいと思っています。

○渡久地修委員 平成13年3.55月分だったのが、平成25年で2.95月分まで落ちて今回3.10月分で平成21年度まで戻るということですね。次年度以降、予測はどうなっていますか。

○金城聡人事課長 今回提出しています教育長ほか知事等の特別職については、一般職の期末手当、勤勉手当の支給割合を踏まえて定めております。国の特別職の支給割合も考慮しております。この一般職が基本になる支給割合の動向は、毎年人事院が調べております。来年度の民間給与実態調査の結果を踏まえて来年度の動向が決まるかと思えます。

○渡久地修委員 一般職を基本にしているわけですね。

○金城聡人事課長 一般職の支給割合が上がったことと、国の特別職の支給割合も考慮させていただいております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 説明資料6ページをお願いします。議案書は78ページにございます。

乙第6号議案沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は地方自治法の改正等に伴い、沖縄県自治紛争処理委員が担任する事務に連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示に関する事務を加えるほか、沖縄県心身障害児適正就学委員会の名称を沖縄県就学支援委員会と改めるとともに、担任する事務を障害の程度及び就学支援に関する事項について教育委員会に対し意見を答申することと改正するものであります。

以上で、乙第6号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 自治紛争処理委員が想定している紛争とはどのようなものがあるのですか。

○宮城力市町村課長 これまで自治紛争処理委員で申請が上がったのが1件ございます。それは豊見城市と那覇市の間で境界が確定しないという事案がございまして、申請があった例がございます。

○渡久地修委員 地方公共団体同士の紛争というのは、ほかにどんなことが想定されますか。

○宮城力市町村課長 他県の事例がございまして、同じように佐賀県と長崎県間で公有水面の境界確定について調停のあっせんの申請の例がございます。他県の事例につきましては、境界確定が主な事例ということでございます。

○渡久地修委員 先ほどの那覇市の申請という場合の流れを教えてください。

○宮城力市町村課長 境界紛争の場合においては、一方からの申請で調停することは可能であります。先ほど申し上げた件においては、那覇市、豊見城市、両市から申請がございました。申請が上がったのですが、それぞれが主張する境界の方法が平行線のままで、一步も譲らないという構えがあったことから、これは調停になじまないということで調停に当たらない事由として通知したところです。

○渡久地修委員 沖縄県自治紛争処理委員というのはお一人ですか、それとも複数名ですか。

○宮城力市町村課長 地方自治法の規定により3名です。事件ごとに任命するということになります。

○渡久地修委員 ということは、常設ではなく事件があった場合に、その時々任命するということですか。

○宮城力市町村課長 そのとおりでございます。

○渡久地修委員 この処理委員という方々は、弁護士などで構成されるのですか。

○宮城力市町村課長 想定されるのは、学識経験者等ということで、大学の先生だったり、弁護士であったりということになります。事件の特性に応じて人選をするということになります。

○渡久地修委員 例えば、モノレールで浦添に延長するときに県、那覇市、浦添市で負担割合や那覇港管理組合の負担割合ですとかいろいろありましたよね。各浦添市と那覇市の主張が違うなど最初ありましたが、もめてくるところということになってくるのですか。

○宮城力市町村課長 事業を開始する際にもめる場合であれば、事業の進捗がおくれるということになるかと思えます。一旦決まった負担割合を変更するという場合になりますと、この事例に当たるかというのはしばらく検討しないといけないと思えます。

○渡久地修委員 そこにくる前にお互い解決するかと思いますが。先ほどの豊見城市との境界のものは、なじまないということで裁判になっているのですか。他県の事例では、紛争処理委員の調停で解決したのですか。

○宮城力市町村課長 紛争処理委員の調停によって解決したということになります。

○渡久地修委員 本県のような境界争いまでいっていなくても、お互いの境界やいろいろなものでもめていることや主張が違うようなことはありますか。

○宮城力市町村課長 ほかに、豊見城市と糸満市でクジラの化石がある岡波島というところで、お互い境界線を主張していると聞いております。この件については特に申請等は上がっておりません。

○渡久地修委員 これはお互い主張しているだけですか。向こうから申請がない限り紛争処理委員会というものは動かないのですね。そちらは話し合いをしているのですか。

○宮城力市町村課長 最初の御質疑ですが、境界について争う場合には申請に基づいて調停をすることになります。職権で調停するということはできない仕組みになっております。現状ですが、新聞報道によりますと4年前に豊見城市議会のほうで保存について決議をしたということで、今県の教育庁と豊見城市、糸満市において保存の方法について対応を協議していくと報道ではありました。

○渡久地修委員 議案提案されていますが、実態的に自治紛争処理委員というのは任命されたことがこれまで県ではないということですか。

○宮城力市町村課長 そのとおりです。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、具志委員から処理委員の件で那覇市と豊見城市の間での境界が確定していない事案について質問がなされた。)

○山内末子委員長 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 議案概要の2番目にあるのですが、障害の程度及び修学支援に関する事項について意見を答申するというので、学校決定の流れの中で紛争委員会が答申をするということが可能になるという変更だと思うのですが、現場がどういう状況か、紛争委員会なるものが答申を行う必要があるという状況が多々見られるのかという点についてどうですか。

○砂川靖総務統括監 条例の改正は、2つございまして、1つは自治紛争処理委員会の中に新たに事務を加える事項です。委員がおっしゃっている適正就学関係は自治紛争とは別に、もう一つ別の附属機関がありまして、現在は沖縄県心身障害児適正就学指導委員会というものがあるわけですが、この名称を沖縄県就学支援委員会に変えて、さらに、担当事務として内容を変更するというので、委員がおっしゃっている見解と自治紛争処理委員会とは別の話ということになります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第7号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 説明資料7ページをお願いいたします。議案書は79ページでございます。

乙第7号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、法人県民税、法人税割の特例税率の期限を延長するために沖縄

県税条例の一部を改正するものであります。

具体的には、平成27年5月31日までとしている法人県民税法人税割の税率の特例について、引き続き観光の振興、社会福祉の充実及び中小企業の育成に要する経費の財源に充てるため、その期限を5年間延長し、平成32年5月31日までとすることとしております。

以上で、乙第7号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 説明資料の5カ年平均が4億4213万円とありますが、1年で大体4億円の税収があるということですか。

○佐次田薫税務課長 5年平均ですので、1年で4億4213万円です。

○吉田勝廣委員 要するに、資本金1億円超の法人が1379社があつて法人税額が1000万円超法人税を払っているのは1954社、両方の要件を満たすのが820社あり、その820社が年間4億4213万円払っているということになりますか。

○佐次田薫税務課長 この図を見ると、資本金1億円超の法人と法人税額1000万円超の法人を足して2513社ということになります。両方の要件を満たす法人はかぶっているということになります。

○吉田勝廣委員 2513社が払っている税額が4億4000万円ということで理解していいですか。

○佐次田薫税務課長 そうです。

○吉田勝廣委員 資本金1億円以下かつ法人税額1000万円以下の法人が標準税率3.2%あつて、2万1190社とありますが、これを説明していただけませんか。

○佐次田薫税務課長 申告法人が2万3703社ありまして、それで超過課税の対象となる2513社を引いたものが2万1190社となります。

○吉田勝廣委員 標準税3.2% 2万1190社とは、3.2%は2万1190社が払っているということになるのですか。

○佐次田薫税務課長 この2万1190社というのは、標準税率3.2%を払っているということになります。申告法人については、赤字法人等も含まれております。

○吉田勝廣委員 法人税額を納めていない赤字会社はどのくらいあるのですか。

○佐次田薫税務課長 何社というのは手持ちの資料にないのですが、国税庁の統計法人税表に基づいて東京商工リサーチというところが赤字法人率を出しております。これを見ますと沖縄県の場合は、赤字法人率が64.65%で、全国平均でいいますと73.5%です。赤字法人率でいうと沖縄県が率としては低くなっております。

○吉田勝廣委員 64.6%の方々は法人税を払っていないということで理解していいですか。

○佐次田薫税務課長 そのとおりでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第44号議案当せん金付証券の発売について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 説明資料 8 ページをお願いいたします。議案書は139ページにございます。

乙第44号議案当せん金付証票の発売について御説明いたします。

この議案は、平成27年度において本県で発売する当せん金付証票いわゆる宝くじの発売限度額について当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

発売限度額は、143億円としております。

以上で、乙第44号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第44号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 宝くじの沖縄県に当たる率は調査したことはありますか。

○渡嘉敷道夫財政課長 宝くじの発売額に対する当選金の支払額については、各都道府県の支払い金について事務を受託しているみずほ銀行においても把握していないということでございます。ただ、100万円以上の高額当選発生状況については、公表されておまして、平成25年度の本県での発生本数は137本で全国の順位ですと47都道府県中41位です。平成24年度におきましては、発生本数が210本で全国順位で8位となっております、毎年大きく変動するようです。

○山内末子委員 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 宝くじは年に何回発売するのですか。

○渡嘉敷道夫財政課長 当選金額が大きいものと、ドリームやサマー、年末ジャンボなどありますが、そのほかにもナンバーズやミニロトなど小さいものも随時ございますので、回数は申し上げにくいです。

○渡久地修委員　ちなみに、前年度の限度額と実績はどうなっていますか。

○渡嘉敷道夫財政課長　平成25年度の限度額も、今回上げさせていただいている額と同じ143億円でした。その結果の発売額は、123億円となっております。

○渡久地修委員　過去の事例で、限度額を設定しても限度額までは発売されていないというのが現状ですか。

○渡嘉敷道夫財政課長　過去においては全て限度額より若干下回るような発売額となっております。

○山内末子委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○山内末子委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第44号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第47号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長　説明資料9ページをお願いいたします。議案書は143ページでございます。

乙第47号議案専決処分の承認について御説明いたします。

この議案は衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙等の実施に要する経費を早急に予算補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第79条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、その承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、投票所経費やポスター掲示場費等に係る市町村交付金、投票用紙等の印刷製本費など総額6億2920万8000円を計上しており、全額国庫負担となっております。

以上で、乙第47号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第47号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第47号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時30分再開

○山内末子委員 再開します。

次に、陳情平成25年第146号、陳情第32号及び陳情106号を除く総務部関係の請願第3号及び陳情平成24年第84号外12件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第146号、陳情第32号及び陳情106号につきましては、企画部と共管することから、企画部関係の陳情審査において、質疑することとしております。

ただいまの請願及び陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 総務部関係の請願及び陳情案件につきまして、お手元にお配りしております総務企画委員会請願・陳情説明資料に基づき御説明いたします。

資料2枚目の請願・陳情一覧表をごらんください。

総務部関係は、請願が継続1件、陳情が継続13件となっており、新規の請願、陳情はございません。

これら継続14件の請願、陳情につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、総務部所管の請願、陳情について説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願及び陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 請願についてですが、従来から学校公用車並びにPTAが使う車、この文面で読みますと学校の期成会、周年行事で実行委員会等が寄贈した車など幾つかに分かれると思いますが、このPTA車両についてということではよろしいのでしょうか。

○佐次田薫税務課長 PTA車両につきましては、県立学校について教育委員会と少し話し合いをしているところですが、PTA車両ということで調べていまして、県立学校で200台余りあると聞いています。今ここにあるように、大量輸送を目的としたマイクロバスもございますが、ワンボックスカーやトラックなどいろいろな車種の車両があるということで、PTA車両については利用目的や利用状況もさまざま異なっているというのが実態と聞いております。

○仲田弘毅委員 PTAが専従で使う車両ということで、PTA車両と呼んでいる保護者もいるのですが、この車両の名義に関してはどうなっていますか。

○佐次田薫税務課長 この所有者名義も今、PTA会長だけではなく部活動の父母会の会長や同窓会の会長名義になっている車両もあると聞いております。

○仲田弘毅委員 この問題は請願で上がってきていますが、ずっとPTAの活動の中で問題が指摘されています。例えば、周年事業で期成会長名義で寄贈したPTA車両そのものが期成会長名義である学校、あるいはPTA会長の名義の学校。これが会長が変わるたびに名義変更等もあって、前から指摘を受けているわけですが、そういったものも統一しないと、例えば請願そのものは車両に

関する県税への免除ということで申請されていますが、名義変更がなされなくてもきちんと使用目的が達成できるような状況または環境整備もやっていく必要があると思います。

○佐次田薫税務課長 P T A車両については、さまざまな利用目的や状況も違っているため、所有者名義も変わっていて車両の管理方法なども教育委員会と話し合いながら整理していく必要があるかと思います。

○仲田弘毅委員 P T A車両であっても、使用頻度も含めて部活動の送迎や選手の輸送車両として使われているところもありますので、目的を含めて調整していく必要があると思います。ぜひよろしく願います。また、その請願に対しては対応しておくべきだろうと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情第112号の石油価格調整税の見直しに関する陳情。国際価格は1バレル100ドルから今は60ドル以下、約56ドルになっていますが、沖縄の状況は今どうなっていますか。円安があり、原油価格が下がっていますが、石油価格にどう反映されているのでしょうか。それから、電力料金にどう反映するのですか。この辺の現状を聞かせてください。

○佐次田薫税務課長 石油価格の料金ですが、今手元にあるのが平成22年当時の価格が1リットル125円ということと、今、平成25年7月時点の資料しか持っていないんですが、それですと1リットル当たり153円です。

○吉田勝廣委員 引き下げの方向なのか、どういう状況になっていますか。

○嘉手納良博県民生活課長 最近の県内の石油価格の動向ですが、大体10月あたりまでは160円台で推移しておりましたが、このところの原油安等の影響を受けて12月15日現在で149.6円で、値下がり傾向にございます。

○吉田勝廣委員 円安で今まで100円から119円へと乱高下はしているけれども、例えば1バレルが100ドルから56ドルになるなど—これからもっと下がるだろうと言われている。国際価格が40%下がっているわけです。

石油価格が半分になっているが、国内の輸入する価格、輸出する価格はどうなっていますか。

○嘉手納良博県民生活課長 把握しておりません。

○吉田勝廣委員 円安の影響は県民生活に直結するものです。円安でなければ原油価格はもっと早く下がっているわけです。原油価格が下がったとしても、円安によって購入価格が上がるわけですね。その辺の影響はどうなっていますかということです。電力料金や石油を使って経営する業者にとっては非常に好影響になり、円安でなければ119円、120円でなければなおよいと思いますが。この辺は誰か分析している人はいませんか。離島もあるし、船舶もあるので、いろいろなものがかかわってくるので、その辺は。沖縄の物価は輸入に頼っていますから、石油価格が県民生活に直結するものですから、慎重に見通しを立てたほうがいいのではないのでしょうか。イメージはないですか。予測でもいいのですが。

○嘉手納良博県民生活課長 為替や原油価格の動向などに対して、今後どういう価格で国内のガソリンが推移していくのかということについては、そこまでは分析はしておりません。経済新聞などから、動向については注視しながら把握しているというところでございます。

○吉田勝廣委員 沖縄のは輸入輸出というのはこの石油は平安座を中心にしてやっていますよね。輸出するのもこの石油が一番高いわけですね。その辺の価格調整は県民生活に非常に影響を与えるわけです。ここにトラックに関する軽油ですとか、ガソリン価格の陳情が企画部にあるわけですから、それに対して答えないと陳情者に申しわけないということになるものですから。

○小橋川健二総務部長 確かに、円安で輸入価格が高騰すると。今回は原油の価格—原油の減産をしないということが結果として原油安に結びついていると。円安の部分と幾らか相殺されるかと思います。原油価格が下がることによって、もろもろの輸入物価に反映はされるという部分はあるかと思います。いずれにしても、輸入する原油と輸出する石油製品も含めて、円安対策というのが今回、国が行おうとしている経済対策の中でも行うということになっておりますので、沖縄県の状況を把握しながらそういう政策をいかに取り組めるかという検討はこれからやると思いますので、そこは十分に企画部のほうでは県

民生活、県経済に与える影響等々を勘案しながら何らかの対策を行っていただろうと思っております。

○吉田勝廣委員 円安でなければ、これだけ下がったら石油価格は非常に下がるわけです。石油価格につながるさまざまな生産をする企業にいい方向へ進むのではないかと考えていたのですが。円安の影響によって、結局半減されるので、陳情にあるように、いろいろなことも含めて回答できるようにしていただきたい。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の請願第5号外1件及び陳情平成24年第129号外26件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましては、知事公室及び公安委員会と、陳情平成25年第146号、陳情第32号及び陳情第106号につきましては総務部と、陳情平成25年第147号につきましては環境部と、陳情第66号につきましては子ども生活福祉部と共管になっております。

ただいまの請願及び陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 それでは、企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

目次の1ページから4ページ目に請願及び陳情の一覧表がございます。企画部関係では、継続の請願が1件、新規の請願が1件、継続の陳情が25件、新規の陳情が1件となっております。

継続審議となっております請願1件、陳情25件については、変更がございませんので、説明を省略させていただきます。

2ページをお開きください。

新規の請願カフーナ旭橋B1街区共有者組合の所有する店舗賃借料の債権放棄に関する請願第5号について御説明いたします。

1について、滞納賃料とされる1000万円について旭橋再開発株式会社に確認したところ、同社にはそのような滞納賃料債権はなく、別の組織であるカフーナ旭橋B1街区共有者組合のものではないかとのことであります。

カフーナ旭橋B1街区共有者組合は、カフーナ旭橋B1街区の一部不動産を共有で取得した企業及び個人等で設立された組合であり、その不動産を貸店舗等として賃貸しております。

その貸店舗に入居するテナントに対し、同組合が賃料債権を有しているとのことであります。

2につきましては、旭橋再開発株式会社は、監査役及び取締役会を置く株式会社であり、法令にのっとって適正に会社運営を行っているものと承知しております。

県は、会社の自主性を尊重しつつ、同社の設立の趣旨に沿って、業務が適切かつ効率的に行われるよう指導を行っております。

37ページをお開きください。

沖縄の教育に係る緊急対策本部の創設及びアミークス・インターナショナル・スクールの財政監査に関する陳情第106号について御説明いたします。

1、3について、学校法人アミークス国際学園は、沖縄科学技術大学院大学の教育環境整備並びに県民子弟の教育機会の拡充等を推進するという経緯のもと、平成23年3月に設立されております。

アミークス国際学園の学園運営については、保護者や教員等からの要請を受け、平成25年10月には労働組合が設立され、団体交渉や労使協議が適宜行われるとともに、平成26年3月にはPTAが設立され、保護者も一体となった学園運営に取り組んでおります。

6月9日にはアミークス国際学園校長が総務企画委員会に出席し、同校の現状や今後の取組方針について説明がなされております。

8月にはPTA会長が評議員に選任されたことで、学園と保護者との間の透明性が確保されるものと認識しております。

アミークス国際学園においては、現在沖縄科学技術大学院大学との連携や、国際バカロレア導入に向けた具体的な検討を県と協力しながら行っております。

さらに、保護者からの要望を受け、設立当初の学校長を顧問として迎え、保護者や教職員との連携強化に努めております。

私立学校の運営については、理事会が責任を持って行うとともに、その諮問機関である評議員会の意見を反映させることになっており、県としては、今後とも、適宜進捗状況を確認するとともに、アミークス設立の経緯に鑑み、関係部局と連携し、適切に対応していきたいと考えております。

以上で、企画部に関する請願及び陳情案件の処理方針の説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第18号について、基地防災統括監の説明を求めます。親川達男基地防災統括監。

○親川達男基地防災統括監 知事公室と共管の陳情につきまして、前回の処理概要から変更のありました内容について御説明いたします。

資料4ページをお開きください。

陳情平成25年第18号米軍関係者によるタクシー窃盗・暴行事件等に対する防犯対策及び警察機関への協力強化対策におけるタクシー車内防犯カメラの設置に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。

在日米軍は、勤務時間外行動の指針を改定し、基地外での飲酒が禁止される時間帯を平成26年12月9日からは午前0時から翌朝5時までとするとともに、従来実施していた研修に加え責任ある飲酒についての研修を実施するとしております。

以上、変更箇所について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 基地防災統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第18号について、生活安全企画課参事官の説明を求めます。

並里博生活安全企画課参事官。

○並里博生活安全企画課参事官 企画部、知事公室との共管に係る陳情第18号

タクシー車内防犯カメラの設置に関する陳情の処理方針については、継続案件であります。

お手元の沖縄県公安委員会の陳情経過・処理方針の5ページをごらんください。

前回以降、タクシーの犯罪発生状況の統計数字について、平成26年11月末現在の発生件数に変更しておりますので御説明いたします。

平成26年11月末現在の県内におけるタクシーでの犯罪発生状況につきましては、31件発生しており、罪種別では強盗2件、傷害4件、暴行7件、窃盗6件、詐欺(無賃乗車)10件、器物損壊2件であり、米軍構成員等を被疑者とする事件の発生はありません。

また、過去5年間におけるタクシー稼働中の乗務員を被害者とし、米軍構成員等を被疑者とする事件の発生状況につきましては、16件発生しており、罪種別では傷害2件、暴行3件、窃盗4件、詐欺(無賃乗車)2件、強盗1件、強盗致傷3件、偽造通貨行使1件であります。

県警察におきましては、タクシー乗務員に対する防犯対策として、各地区で開催されるハイヤー・タクシー協会の講習会等において防犯指導や強盗対処訓練等を実施しております。

今後も引き続き協会等と連携を密にし、各種防犯対策を推進していきたいと考えております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 生活安全企画課参事官の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第146号、陳情32号及び陳情106号について、総務統括監の説明を求めます。

砂川靖総務統括監。

○砂川靖総務統括監 企画部との共管に係る陳情平成25年第146号及び陳情第32号につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

続きまして、陳情第106号沖縄の教育に係る緊急対策本部の創設及びアミークス・インターナショナル・スクールの財政監査に関する陳情につきまして御説明いたします。

38ページをごらんください。

県は、私立学校振興助成法に基づき、学校法人アミークス国際学園に対し、その設置する学校の運営に要する経費について助成を行っております。

このため、毎年度同法の規定に基づき、当該学校法人の業務及び会計の状況に関し報告を徴するほか、帳簿等の検査を行っているところであります。

県としましては、今後とも、同法の規定に基づき所轄庁として適切に対応していきたいと考えております。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第147号について、環境政策課基地環境特別対策室長の説明を求めます。

仲宗根一哉環境政策課基地環境特別対策室長。

○仲宗根一哉環境政策課室長 企画部と共管となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 環境政策課基地環境特別対策室長の説明は終わりました。

次に、陳情第66号について、県民生活課長の説明を求めます。

嘉手納良博県民生活課長。

○嘉手納良博県民生活課長 企画部と共管となっております陳情平成26年第66号につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○山内末子委員長 県民生活課長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願及び陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 32ページの継続で、陳情第42号との関連もありますが、復帰特別措置の延長の見通しについて、現状はどうなっていますか。

○謝花喜一郎企画部長 現在、内閣府におきまして財務省に県の要望どおりの税制要望を行っております。報道等によりますと、今月末に税制改正大綱で方針が決まると聞いておりますので、今のところその大綱に乗る方向で調整が行われるということでございます。

○高嶺善伸委員 よろしく申し上げます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 18ページの先ほどの石油の話ですが、1 バレル100ドルだったものが今60ドルになっています。そうすると、沖縄県は輸入が主で石油が非常に大きく占めているので、石油価格がどうなっているかということを経務部に説明を求めたのですが、それが若干下がっていると。電力料金や、石油をもとにして営業している会社等、非常に影響を与える。もう一つは、円安で118円から121円。これも今後どうなっていくかはわからないのですが、原油価格が今までは1 バレル100ドルだったのが66ドルからもっと下がるだろうと予測がされている。もう一つは、円安によって今度は輸入する物価が石油も含めて上がるわけです。それを数字で差し引きをするのだろうけれども、その辺の差額や今後石油やガソリン代や電力会社に与える影響はどうなっているのか説明してください。

○謝花喜一郎企画部長 手元に最新のレートを持っていませんが、経済団体あたりは円の相場は107円から109円がいいだろうという話をしております。それが今120円前後で推移し、これが若干下がっているのではないかという話ですが、円安によって一番影響を受けるのは石油等の原材料だと思っております。

特に、離島県である沖縄県に関しましては、ガソリン等の値上げというものは住民生活に直結するわけです。一方で、離島航路については、そういった石

油価格の上昇に応じて、例えばその当該企業が赤字になったとしても赤字補填が行われるということでございます。ただ、バスにつきましてもバス補助事業があると。一方で、トラックやタクシーといったところがLPガス等含めてそういった支援がないということで団体から要請があるわけですが、それについては政府に対して、もし仮に急激な円安等によってそういった燃料価格の高騰があった場合には、緊急経済対策等で対応を今後求めるということになります。

○吉田勝廣委員 部長の話は逆です。私が聞いているのは、石油価格が本来同じ値段だった場合—1バレル100ドルだったときは、円安によって1ドル100円が1ドル120円で2割増しになるわけです。そのときには、大変石油価格が大きな影響を与えただろうと。しかし、幸い今は1バレル60ドルを割っているのです—さらにもっともっと下がると。円安による影響と原油価格が下がったものの間に差額が生じるわけです。ここの差をどういう形で見ているのかと。円安であるけれども原油価格は下がっている。円安でなければ相当下がっているわけです。これからの国の経済対策をどうするかというのは、見通しがありますよね。そういうことを言っているのです。

○謝花喜一郎企画部長 経営等を実際やったことがないものですから、ある程度一般論として話をさせていただきたいと思います。石油価格等—燃料が高騰して一時期費用が苦しかった分、相当赤字がふえていた部分があるかと思えます。これをまた価格が値下がりした部分は、赤字が幾ばくか補填されると。仮に収益があったとしても、それは企業のことですのでまた給料等の値上げということではなく、一定程度ストックを行って安定的な経営がなされるような対応を行うということになるのではないかと考えております。

○吉田勝廣委員 私は、下がると思っています。1バレルが40%下がっているわけですから。円安が20%で幅が出てくるわけです。そういう意味で、単純計算しても20%下がっていくだろうと。私の予測ですが。そういう計算を統計の中でいち早くそこは察知をしてどうなっていくのかという判断を知恵を出してやってほしいというのと、沖縄県というのは輸出入で石油がトップですよね。トップがゆえに石油価格が沖縄に与える影響は大きいのです。電力料金もそうです。離島県ですから、石油価格を中心とした企業にも影響を与えるだろうと。下がるわけですから、よくなっていくと思いますが。もう一つは、観光もあるでしょう。飛行機の値段もありますから、観光にも大きな影響を与えるので、

この辺の影響度を調べながら、今後の対策をとられたほうがいいのではないのでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 この件については、今すぐ委員に納得できるような明確な回答を持ち合わせておりませんが、こういった変動について沖縄県経済に与える影響も大きいので、しっかりとそこを含めて御助言だと受けとめさせていただきます。

○吉田勝廣委員 次に、12ページをお願いします。水源基金についてです。経過・処理方針等には「水資源の安定的確保に向けて、新たな取り組みを検討しているところであります。」と書かれています。これは去年の話ですから、ことしはあれから1年になるので、どういうふうに検討しているのか、説明してください。

○比嘉悟地域・離島課副参事 昨年来、受水市町村中心に個別に回り、ある程度理解はしていただいているところですが、まだ一部は理解を得られていないところがありますので、鋭意取り組んでいく所存でございます。

○吉田勝廣委員 こういうのは、1年たっていますから早急に対応しなければなりません。水資源基金が解散してから1年、2年とたっていくと感覚が薄れていくのです。誰も出してこないのはよくわかりますが。しかし、水を出す側からすると、大変なことです。この辺はどう思っておられますか。

○謝花喜一郎企画部長 比嘉副参事から説明がありましたように、鋭意意見交換なども重ねておまして、絶対これが途中で投げ出されることがないように形で作業を進めております。具体的には、受水市町村と話を進めておまして、あと幾つかの団体だけ説得できれば、全体としての枠組みとして森林の保全機能という観点から一定程度の額を受水市町村から提供していただく方向性は固まっております。最後の詰めを一生懸命取り組んでいるところでございますので、もう少しお時間をいただければと思います。

○吉田勝廣委員 私たちからすれば、水管理をしていくというのは今まで支払っていた部分が支払わずに済むという話ですから。解散する前に、そこは相談してそのまま続行していこうではないかというのが普通のやり方だと思うのです。一旦中断してしまい、再び復活するとなると相当時間がかかっての説得が

必要になりますので、こういうことは早急にぜひ結論を出していただいて、水資源を管理する側に朗報をもたらしてください。

次に、1ページと2ページの請願の継続と新規があります。私も調査をしているのですが、今、新規の経過・処理方針等を見ても、少し誤解があるのではないかと思えたりしています。ただ、請願の2のところ、運営の仕方が陳情者の言葉をかりると、独善的に運営しているのではないかというのが陳情する方々の意見ですね。1のところは少し誤解があるのかもしれませんが、2のところです。少し独善的なのかなという話もあり、いろいろな関係者から聞くと私も納得し、やはり話し合いが行われていないと。そこは企画部として事情聴取したり、何かしたことがあると思うのですが、その内容を教えてください。

○謝花喜一郎企画部長 事情聴取ということではないのですが、こういった陳情が出された場合は、陳情の背景などについては直接会社の方々に来ていただいたり、こちらから出向いたりして、いろいろ帳簿等も見させていただき対応しております。毎回申し上げておりますけれども、その当該地区というのは約8割が県有地ということで、県としては再開発事業一権利返還によって共有化されるということで県有財産の権利保全を図るということと、適切に再開発事業がなされるということから、県は業者の過半数相当の株を取得したという背景があります。我々としましては、会社の自主性を尊重しつつも、この事業がしっかり対応できているかどうかという観点から見てはいるわけですが、これまで南地区施設は完了しておりますし、南地区は全部100%の入居率になっていることや、北地区の再開発事業も始動するなど、事業も順調に進展していると。開発事業に対して県のほうから補助金を出しておりますが、これまでも適正に執行されておまして、国の会計検査も問題はないと報告を受けております。監査役のほうでも、問題はないということで、あとは会社の社員と経営者側との意思の疎通というものがもう少しうまくできればということですが、これについてはそういったことも率直にお話しているところです。この会社については、事業自体は丁寧にやっているということで我々も事業面から見ても評価しているわけですが、こういった陳情が出ることについては、今後とも丁寧な対応をしていただけるようにとお話をしてきたところでございます。

○吉田勝廣委員 大体わかりました。恐らくこういうことは、いろいろな関係が予測されますが、我々も話を聞いている中では少し会社の進め方が強引過ぎるのではないかと、独断的ではないかと思ったりしていますので、おいおい、よ

りよい解決に向けて相談してきたいと思います。そこはよろしくお願いします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 陳情平成25年第18号の件ですが、県警のほうで数値が変わっていますよね。平成26年度8件が11件に。これは増加傾向にあるという認識でよろしいのでしょうか。

○並里博生活安全企画課長 ことし11月末現在で31件ですが、去年の同じ11月末で21件ということで、10件ほどプラスになっております。増加傾向ということでございます。

○當間盛夫委員 陳情のドライブレコーダーという部分で去年から引き続きあるのですが、ドライブレコーダーの効果を皆さんはどのように見られていますか。

○並里博生活安全企画課長 今回、強盗で前回の1件から2件とふえ、ことしは1件目が2月2日に浦添市でタクシーの運賃支払いを免れるための強盗があり、今回ふえたものが10月6日にうるま市内でこれも運賃を免れるために暴行を働いた強盗事件ということで、いずれも検挙されております。これにドライブレコーダーが設備されており、それが非常に有力な証拠になり検挙に至っております。ですから、大変有効であると考えております。

○當間盛夫委員 知事公室にお聞きしたいのですが、12月9日から米軍飲酒の禁止時間帯が緩和されました。これから米軍の皆さんも繁華街に出られるということになりますけれども、そういった対策は皆さんの研修を実施することだけになるのですか。

○親川達男基地防災統括監 今回、在日米軍が勤務時間行動の指針を12月9日付で改定しております。これは制限の緩和ということになりまして、米軍の説明によりますと、沖縄の部隊を対象にしていた部分を全国共通の方針と一緒にしたということです。その際、さまざまな研修を行っていますが、今回この飲酒の部分が出ていますので、新たに飲酒の部分の研修を実施するという説明がありました。確認しましたところ、これまで取り組んでいる研修について引き

続き実施し、新たに飲酒についても研修をするということで、行動についての綱紀粛正は引き続き徹底していくということでした。

○**當間盛夫委員** せんだっての米軍絡みのひき逃げですとか、もろもろ考えていくと、再発防止や事件の早期解決等も含めてドライブレコーダーは最も重要だと思います。協議会を立ち上げてやるということまで来ていると思いますが、進捗状況を教えてください。

○**謝花喜一郎企画部長** 委員が御指摘の協議会では、ドライブレコーダーの設置については議論はしておりません。ただ、ドライブレコーダーの設置につきましては、国の補助金でこういった観点から、タクシー事業者に対し県で調査を行っております。防犯カメラの設置状況ですが、2178台中960台で72社中28社、37.5%の会社しかまだ設置をしていないという事実が判明しております。なぜ設置していないかということで複数回答を求めましたところ、設置の必要がないという回答は44社中3社でしたが、自己資金で調達できていないという回答が、44社中30社ございました。こういったところで、沖縄総合事務局がドライブレコーダーの購入補助をやっていることを知っているかというアンケートでは、知っているという企業が72社中32社、知らない企業が72社中40社でした。自己資金では調達できないとの回答をした30社の中の17社が知らなかったという事実も判明しております。県としましては、沖縄総合事務局と連携してドライブレコーダーの補助事業の周知徹底を図るということで作業を進めているところでございます。

○**當間盛夫委員** 皆さんの陳情では、39%設置されたというのは下がったということですか。

○**謝花喜一郎企画部長** 私が申し上げた2178台中960台ということは、44.1%という数字で読み上げたのですが。

○**當間盛夫委員** 私は、皆さんが出している39%の数字しかないものですから、今いわれた37%、二千何百台と言われても、皆さん、その数値はどこから持ってきたのかと。それを陳情にそのことも書かないと、どういうふうにやろうとするのかも見えてこないのです。企画部の追加がないのですよ。

○**謝花喜一郎企画部長** 失礼いたしました。平成25年3月末現在のデータで陳

情処理をしておりましたが、今私が読み上げた数字は平成25年の11月の調査結果に基づくものでしたので、次回までに陳情の処理方針は改めさせていただきたいと思います。

○當間盛夫委員 もろもろ、今の県内でもタクシーに関する事件が去年よりも10件ふえていることや米軍の外出解禁の時間帯が伸びたということも、悠長なことではなしに早目に沖縄総合事務局とタクシー業界と協議の場ができたわけですから、しっかりと対応を早目にやってもらいたいと思います。もう一つ、アミークスの陳情ですが、いまだに上がってくるというのはどういうことなのか。

○謝花喜一郎企画部長 私も、陳情処理方針に書いてありますように、学校長が総務企画委員会に御説明した後に、学校も大変動いていただきまして早いスピードでいろいろ課題解決に取り組んでいただいているという認識をしていたものですから、ある意味、私としても意外ということでございます。陳情者は、ずっとアミークスについて設立当初からいろいろ関心を持たれていた方の方でして、そういった方が設立当初の方からいろいろ話を聞かれて、こういった課題があるのではないかとこのことで陳情に至ったと考えております。

○當間盛夫委員 この方が言われているように、皆さんが当初やろうとしていた国際インターナショナルスクールと設立の理念が大分ずれているのではないかとこの認識があると思います。ましてや国際バカロレア導入ということは当初から言われているはずなのに、いまだに導入に向けた具体的な検討ということ自体、旺文社自体がやる気がないのではないのでしょうか。その旺文社のあり方も検討せざるを得ない時期にきていませんか。

○謝花喜一郎企画部長 国際バカロレア—IBにつきましては、新川校長が総務企画委員会で説明させていただいた後に勉強会等が進められております。具体的には6月から7月に、IBの認定校の玉川学園へのヒアリングや沖縄インターナショナルスクールへのヒアリング、こういったものを玉川学園には旺文社の会長みずから出向いてやられております。それを受けて理事会の方々も旺文社の会長もある意味推薦を受けて選任したり、9月から11月には理事や教員、有識者などで構成する検討委員会を設置しまして、IB導入や接続を含めまして次年度のカリキュラムの検討作業も入っているということです。実は、本日、理事会でその報告がなされるということ聞いております。IBにつきまして

は、国際バカロレアの認証に向けた作業というのは急ピッチで取り組みをしていまして、会長のリーダーシップのもと進められているものと考えております。

○**當間盛夫委員** しっかりとそのことをやってもらいたいと思います。今回顧問で山内さんを迎えたのですか。

○**謝花喜一郎企画部長** そのとおりでございます。

○**當間盛夫委員** 山内さんを顧問に迎え入れた一つの理由として、連携強化とありますが、山内さんはどういう立場におられるのですか。

○**謝花喜一郎企画部長** 顧問ということで、保護者の方々から設立当初のことをよく知っているという方をということと、保護者の気持ちを教育者としても大変立派な方で聞いていただけるということで、待望論が強かったわけです。御本人も就任早々に、保護者、教職員の方々と意見交換なども丁寧に行いまして、ある意味、保護者と教職員両方を顧問として支えるという役目を果たしているところでございます。

○**當間盛夫委員** これは県がみずから山内さんを顧問として上げたのですか。保護者、学校側から山内さんをとということですか。

○**謝花喜一郎企画部長** 保護者の側から待望論がございまして、それを学園側で話を受けて直接相談をし、当然それには会長の強い後押しなどもあり、御本人が就任されたと聞いております。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 沖縄県水源基金ですが、中南部を利用している人たちがダムのある所に住んでいる人たちに何らかの水を提供してくれてありがたいということで基金をとということですよ。解散したわけですよ。ところが、お金はまだ残っているのですか。

○**比嘉悟地域・離島課副参事** 経緯を説明しますと、沖縄県水源基金という財団法人は昭和50年設立でして、これが平成25年3月をもって解散されました。

これは企業局、市町村が出捐して事業費も出しながら水源地域のダムが所在する市町村の生活環境や産業基盤の整備について助成を行っていた基金がありますが、委員の御質疑のあったこの基金はあるのかということですが、既に財団法人としては解散されて、残った基金も北部のダム所在市町村に配分されておりますので、基金としては残っておりません。

○渡久地修委員 配分された基金は、使い切ったのですか。

○比嘉悟地域・離島課副参事 そのとおりでございます。

○渡久地修委員 新たな取り組みとして検討しているというのは、名前は別にして同じような仕組みをつくるということですか。

○比嘉悟地域・離島課副参事 これも経緯から説明いたしますと、基金解散のときに北部の市町村長から基金は解散するがその受水市町村がダム所在市町村に支援するような形がつかれないかということで、基金事業としては一旦終了していますが、その中で何ができるかというものを北部の要望なども聞きながらいろいろ調整した中で、水源涵養の支援はできるのではないかとということで、調整しているところです。水源基金の事業を引っ張るということではありませんが、そういった経緯で今も調整しているという次第でございます。

○渡久地修委員 今までの基金ですが、基金のお金というのは、結局、水道を利用している県民、各市町村の住民が負担することになるのですよね。水道利用者が。水道料金に転嫁されていたのですか。

○比嘉悟地域・離島課副参事 事業費の支出については、企画部、企業局、市町村ですと水道事業部が担当している部署ですので転嫁されたかどうかというのは厳密に言うと水道事業者が転嫁したかどうかということになるので、少し答えにくいのですが、実質的には水道料金に反映されていると思われま。

○渡久地修委員 1所帯当たり、どのくらい反映されていますか。

○比嘉悟地域・離島課副参事 今は資料を持ち合わせておりません。

○渡久地修委員 今後の問題として、水源涵養にするとおっしゃっていましたが、今

までの基金の受け取る側一ダム所在町村は何にでも使っていいのですか。それとも限定されていたのですか。

○比嘉悟地域・離島課副参事 財団法人水源基金で要綱を作成しておりますが、主に農道や公民館や生活環境、生産基盤に対する助成、また、今調整しておりますが、水源涵養についての部分と北部の市町村の要望ですが、市町村の中に基金を新たにつくるというメニューもございましたので、何にでもということではなく、メニューを定めて事業に助成していただくということです。

○渡久地修委員 要するに、一旦中止になったので、今後の問題で気をつけてほしいと思いますが、この基金でダム所在市町村に水源涵養等いろいろありながら、国頭村とか、これを使って森の皆伐などに使われたことはありますか。

○比嘉悟地域・離島課副参事 直接皆伐というものはありません。以前水源基金で水源涵養の支援については、例えば枝打ちや皆伐後の植林などへの助成は行っておりました。

○渡久地修委員 造林や保育事業など名前はありますが、私が一度調査に行ったときに財源が水源基金であったのがショックでした。皆伐されて、その後植えたりするのに使われたりしているという記憶があるものですから。こういった皆伐などに対して県営林では県民の環境問題や批判などがあり、県ではやめたのです。その財源の一部にあったものですから、中南部の県民一人一人が結果的には出しているものもあるわけです。多くの県民から支持される、納得されるような使い方をやってもらわないといけないのではないかと聞いているのです。今後の取り組みの段階で、私はやるのは当然だと思います。しかし、それは支援しましょうとみんなが納得できるような使い方をやってもらいたいのです。その辺は議論されていますか。

○比嘉悟地域・離島課副参事 御質疑の前に確認ですが、水源基金でやっていた助成は皆伐後の造林ということですので、皆伐に直接支援していたということではないということを確認していただいて。実は、市町村の調整の中でも、そういった御指摘がありまして、当然山を保全しないと木が細くなる事情もございますので、あくまで保全のための事業ですという説明をしております、これは一つ一つ市町村へ説明をしているところです。ある市町村からこういった疑問があったので、こういうふうに答えたいということで満遍なく提示して

理解をいただいているところでございます。

○**渡久地修委員** 皆伐後の造林というのは、これまでも議論してきましたが、皆伐しなければ造林する必要がないわけです。ですから、そういったものに結果的に使われてきたのです。ですから、県は県営林ではやらなくなったのです。基金は終わったから今はいいのですが、今後取り組みをする際にはそういった批判も国頭のヤンバルの自然保護については皆伐に対する県民の批判もありますし、地元の林業はどうするのかという意味でのいろいろな意見もあって、今、農林水産部では議論しながらみんなが納得できるような方向へ何とか収れんしようとして努力しているのです。ですから、新たな取り組みの中で支援する場合にも、批判を受けないように本当に出す側が納得できるようにやってくださいという要望です。

○**謝花喜一郎企画部長** 委員がおっしゃっていることは、まさに我々が各受水市町村、企業局等含めて負担金をお願いする中で、議論になっているところでございます。そういった議員の御指摘も踏まえて、各受水市町村が安心して負担金を提供いただけるようしっかりと議論を行って対応していきたいと考えております。

○**渡久地修委員** めどとしては、いつごろの予定ですか。

○**比嘉悟地域・離島課副参事** 理解をいただくというのはポイントだと思います。一部、この事業ではないのですが、いろいろと実施方法、透明性など効果を負担金の額などで理解をいただけないところがございますので、具体的にいつごろというものはないのですが、鋭意進めているという次第でございます。

○**渡久地修委員** いずれにしても、環境保護の問題というのは県民の大きな期待もありますし、環境保護に対してはとても注目もしていますので、それも含めながら、なおかつ水も我々に供給していただいているというのもあるので、お互いが納得できるように頑張ってください。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第18号を除く知事公室関係の陳情14件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましては、知事公室、企画部及び公安委員会と共管することから、企画部関係の陳情審査において、質疑は終了しております。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、お手元の陳情説明資料に基づき御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続14件、新規1件の合計15件となっております。

そのうち、継続の陳情第18号につきましては、先ほど企画部及び公安委員会との共管として御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

継続審査となっております13件につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情につきまして御説明いたします。

資料19 ページをお開きください。

陳情第90号久部良レーダー基地建設に関する陳情について御説明いたします。与那国島に配備される沿岸監視レーダーについては、9月16日に沖縄防衛局から県に対して、電波法など関係法令に適合するよう設計・設置することで、人体等への影響がないよう措置するとの説明がありました。

一方で集落に近い位置で計画が進められていることから、不安を感じている住民がいることは承知しております。

10月27日には、与那国町長から沖縄防衛局長に対して、レーダー施設の影響等について説明を求める要請書が提出されており、県としては、与那国町と連携して、防衛省に十分な説明を求めていきたいと考えております。

以上、知事公室所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 19ページの新規の陳情について、知事公室長及び職員でこの陳情者が訴えているレーダー周辺を現地確認に行かれたか。

○又吉進知事公室長 私は、与那国の沿岸監視部隊の配備があったときに、おとしになるかと思いますが現地を地勢の確認ということで行っておりますが、具体的にレーダーの話が出てからは、私は行っておりません。ただ、職員は行っております。

○高嶺善伸委員 その職員は同席しておられますか。

○又吉進知事公室長 基地対策課長です。

○高嶺善伸委員 このレーダーは、陳情者が住宅から最短で180メートルという非常に近いところだという懸念を示していますが、そのとおりですか。

○運天修基地対策課長 国の説明によりますと、直線距離で190メートルというふうに聞いております。

○高嶺善伸委員 190メートルという距離は、国内に設置されている自衛隊のレーダーと住民の距離で最も近いということはわかっておられますか。

○運天修基地対策課長 具体的に、その距離については、説明は受けておりま

す。

○高嶺善伸委員 南部の与座岳にあるものは、住宅から580メートル、鹿児島の下甕が1800メートル、青森県の大湊が2400メートル、新潟県の佐渡が5200メートル、したがって久部良はレーダーから住民まで最も日本一近い場所に整備されているということになります。現在、敷地造成しているというのはわかりますか。

○運天修基地対策課長 防衛省からそのように聞いております。

○高嶺善伸委員 皆さんが処理方針に書いてあるように、住民が不安を感じているので、県としては与那国町と連携して防衛省に十分な説明を求めていきたいと考えておりますというのは、何もやっていないということですか。

○又吉進知事公室長 与那国町長から、そういうふうに事情等については私は聞いておまして、例えば、その説明会を開くというふうに防衛局に要望した際に、連携をして情報交換をしながら、場合によっては県も一緒になって説明会を要望しようかということとは申し上げておりました。ただ、与那国町長は、町の問題として防衛省に求めていくと。その協力をいただきたいというお話がありましたので、県としましても協力をしようということで与那国町長とはお話をしております。

○高嶺善伸委員 9月の議会で知事は、与那国町長と連携して防衛省に説明を求めていきたいと考えておりますという答弁をしましたがけれども、県は直接沖縄防衛局のほうに説明を求めずに、与那国町長とだけ相談して与那国町長が防衛省に説明を求めるといった形になったのですか。

○又吉進知事公室長 与那国町から県に対して説明を求めたいと、ついでには協力してほしいということでしたので、私ども協力をしますと。連名でやるのもよし、またはそれぞれ出すのもよし、ということで調整をしておりました。その調整はまだ続いております。私どもは、防衛省に対して住民のことを考えてくれということでやっておりますが、まず町長の御意思として、町は町でやるので防衛局側が説明会といったものにきちっと応じてくれるかそれを見て、さらに県に協力してほしいという話がございました。現在、そういう調整をしている途中でございます。

○高嶺善伸委員 私が本会議場でも申し上げたのは不安を払拭できるように丁寧な説明が必要ではないかと。それができる間は、工事をとめて説明会を早くさせてもらうことが人体実験にならないと。県としては県民の健康と命を守るために先にやるべきではないかと申し上げて、皆さんも説明会を開いてもらいますというように答えておられますので、説明会がなされない以上、工事については、今は中断してほしいと申し入れて、説明会をしていただくように促すのが県の責任ではないですか。

○又吉進知事公室長 県としましては、先ほど来申し上げておりますように、与那国町と連携をしまして、住民の不安を払拭するための説明会をしてほしいということで、そのように動いております。ただ、それが工事中止まで求めるかにつきましては、十分与那国町ともお話をしながら進めることだと思っております。現時点で、そのように工事中止を求める考えはありません。

○高嶺善伸委員 それでは、皆さんが防衛局の説明、電波法など関係法令に適合するよう設計、設置することで人体への影響がないよう措置するとの説明がありましたということについては納得しておられるのですか。

○又吉進知事公室長 何をもって納得とするかというところはなかなか難しいところです。当然、住民側からの声でありますとか、町のお考えでありますとか、そういったことを総合的に判断して、大事なことは住民の不安が払拭されているかどうかということを見きわめたうえで、判断してまいりたいと思います。

○高嶺善伸委員 180メートルという距離にレーダーが設置されている安全性の質問について、公室長はどう答弁したかという、「説明する材料を持っていませんけれども、報道でありました欧州評議会議員会議等によっては、極めて電波の影響というものは著しいという話があるようでございます」と。そういう認識を示した上で、説明が必要だと。そういう姿勢を示しているのです。ところが工事はどんどん進んでいる。誰がどうすればいいかということを出てきたのが、この陳情なんですよね。そこで、皆さんは電波法などの関係法令でレーダーの電磁波は全く人体に影響はないという認識に立っているのかと、もう一度お聞きします。

○又吉進知事公室長 私どもは、それが完全にどういう形で電波の影響を除去できるのか、何を以て判断するのかという知見を有しておりません。しかし、法令で電波等の障害から人体を保護するという趣旨でつくられていると承知しておりますので、法令にのっとりた措置が一義的になされるべきであろうと考えております。さまざまな御意見などがあって、それは無視することなくしっかりお聞きする。最終的には、地元の方が町長含めて納得されることが大事だと思っております。

○高嶺善伸委員 日本の電波法のマイクロ波が国際の基準に比べて、どんなレベルにありますか。

○又吉進知事公室長 その知見は有しておりません。

○高嶺善伸委員 例えば、近隣のアジア諸国でも韓国、台湾、シンガポール、フィリピン、マレーシアでも日本を下回る基準を設定しています。急性症状の電波基準というのは、やけどとか直接症状が起きる場合、それでさえ日本というのは世界でも日本とアメリカが1000マイクロパーですよ。ほかの国は下回っている。日本の基準については、余りにもぬるいのではないかと指摘があります。今度は、急性症状の電磁波ではなく慢性症状というものがある。これは発がん性があるかどうかという人体に対する影響が日本にはないのです。外国はE.U.はもちろんのこと韓国、台湾も含めて世界各国に非常に厳しい基準が示されている。例えば、欧州評議会議員会議等の決議は日本が1000に対して0.096です。中国でさえ日本の1000に対して10。イタリアやロシアも10です。この慢性症状というのは、子供や女性に特に影響が大きい。そういう発がん性があることについて十分な知見はまだないかもしれませんが、既に欧州を中心にその危険性は指摘されていますので、日本もそういう先進国に見習って慢性症状に対する基準を設けなければいけないのではないかとされています。そういう矢先に、日本で一番180、190メートルと近いところに沿岸監視レーダーが設置されるので住民は不安に思っているのです。この不安に対して、今の県の認識については非常にあり得ないと思います。もう少し、このことについては被害が起きてからでは遅い。被害も日本の水俣病や公害対策はずっとおこなっていますので、何千、何万人と被害が出てからやっと公害認定が出るのです。私は、本会議で、与那国でも人体実験をさせるつもりですかと言いました。そういうことからすると、もう少し認識を整理をして、不安がないように、人体に影響がなければ、今すぐ納得できるよう丁寧にやりなさいと言うべきではないです

か。

○又吉進知事公室長 委員がおっしゃった件につきましては、いろいろスタンスがあらうかと思えます。データの捉え方ですとか。ただ、国会で電波法の基準については海外と比較ですとかいろいろ議論がございます。我が国の立場につきましては、政府から説明がございまして、レーダー等の無線設備からの電磁波については電波法施行規則等により、国際非電離放射線防護委員会により平成10年4月発表され、世界保健機構が遵守することを推奨している時間変化する電界、磁界及び電磁界による暴露を制限するためのガイドラインが、世界と同等の基準が定められているということで、過去の電波防護規制では、日本の規制の値は日本、韓国、米国、カナダ、英国、フランスと同様であると説明がなされているわけがございます。また、世界保健機構が症状が電磁界被曝、暴露とか、相関しないとか科学的根拠についてもいろいろあります。今、委員が御指摘された一つの考え方としては、そういったデータもあらうかと思えますので、基本的には説明責任は政府に果たさせるという意味では県もしっかりとやってまいりたいと思えます。

○高嶺善伸委員 電波法は、総務省が監督するのです。電波の管理も総務省です。私は国民や県民の健康とか命を守るために、県がどのような認識に立つかというのも大事だと思います。まず、急性症状の基準でも世界で一番緩い。最も懸念している子供や女性に対する慢性症状の基準が日本にはない。ところが、欧州評議会等も含めて既に発がん性の症状については事例報告がなされて、それに基づく基準が日本よりもはるかに厳しい基準を設けているのです。諸外国では基準が設けられているが、日本ではそれはないので安全であるという立場ですか。

○又吉進知事公室長 知事公室としては、委員がおっしゃった御指摘については判断する知見は有しておりません。したがいまして、判断しかねますが、さまざまな説を含めた中で、最終的に地元の方にこのレーダーの設置は健康被害というものが無いのであるということをしっかり説明すべきであります。それは求めてまいりたいと思えます。

○高嶺善伸委員 今の姿勢は大事です。県民の命や不安をどうするかについてこれは工事を一時中断してでも本当に県に説明があったように全く影響がないと安全であるというのであれば、納得ができるように不安を払拭できるように

説明してください。我々が陳情を受けて皆さんがすぐに行動を起こして、町長がまずという前に、やはり町民でもあるが県民でもあるので、これだけ近い設置ケースというのは初めてですから、できるだけ住民の不安を取り除きましょうということで県がリーダーシップをもう少し発揮していただき、説明会をリーダー設置までにはきちんとしてもらおう。リーダー設置については、中断してもらおうというぐらいの気持ちでこの問題について当たってくれませんか。

○又吉進知事公室長 そのような御指摘はもっともだと思いますので、町とも連携をして十分連絡をとって取り組んでまいりたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 関連ですが、電磁波は非常に危険だと認識したものがあって、ことし福島から那覇に避難してきた方がいます。緊急に災害で避難して、入ったアパートの窓のそばに沖縄電力の変電ボックスがあり、そこから電磁波が発生していると。そこから健康を崩してしまったという訴えがありました。その電磁波について沖縄電力に言うと、これは大丈夫だとの見解のすれ違いでしたが、その方はアメリカから直接、測定器を買って、アメリカやヨーロッパの基準ではこうなっていると。県とも交渉し国会でも取り上げてもらったと。福島から避難したが、法律は一旦アパートへ入ると移転することは認めない。やるなら自費でやりなさいと。住みかえは認めないという法律だったのですが、環境部とも話し、結果的には住みかえが認められた。電磁波の被害ということで初めて認められた。電磁波というのを軽視してはいけないと。この人は、鼻血も出るし心臓の鼓動も早くなるしと、被害を結構受けたのです。電磁波というのは恐ろしいのです。ですから、高嶺委員の質疑や陳情者にあるように軽視しないで、見えないものだけにとても恐ろしいと認識しました。電磁波については日常的にいろいろな被害を訴えている人がいるので、もっとこの問題を掘り下げてやる必要があるので、本当にこういう健康被害がないかどうか県民の命を守るという点では謙虚に受けとめて政府に当たっていくという姿勢を強く持ってやってください。

○又吉進知事公室長 電磁波につきましては、委員がおっしゃったケースは承知しておりませんが、かつて国頭でVOAの放送局があって非常に周囲に被害があったとか、健康被害があったと指摘されるところがあり、我々も電

磁波というのは使いようや状況によっては人体に影響を与えるものだとしっかりと政府にも対応するように求めてまいりたいと思っています。

○渡久地修委員 さっきの事例では、福島から沖縄に避難してきた人たちのいろいろな引っ越し費用などの経費は、沖縄県が一旦払って、避難元の福島県に請求して、福島県が認めて政府からもらってこっちに来るというシステムですが、政府は全く認めなかったのです。これも国会でも政府と交渉してやっと認められたのですが、そのぐらい電磁波は怖いものですから、ぜひ強力にやってください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第18号を除く公安委員会関係の陳情3件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましては、知事公室、企画部及び公安委員会と共管することから、企画部関係の陳情審査において、質疑は終了しております。

ただいまの陳情について、警務部長及び交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

幡谷賢治警務部長。

○幡谷賢治警務部長 沖縄県公安委員会の所管に係る陳情の処理経過及び処理方針について御説明をいたします。

お手元の陳情の要旨・処理概要の4ページをごらんください。

平成26年陳情第73号名護警察署の不当な扱いに関する陳情につきましては、前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いたします。

○山内末子委員長 警務部長の説明は終わりました。

次に、交通部長の説明を求めます。

當山達也交通部長。

○當山達也交通部長 沖縄県公安委員会の所管に係る陳情の処理経過及び処理方針について御説明をいたします。

お手元の陳情の要旨・処理概要をごらんください。

平成26年陳情第71号西崎特別支援学校前信号機設置に関する陳情並びに平成25年陳情第108号公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する陳情につきましては、いずれも前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いたします。

○山内末子委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔に願いたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 西崎の信号機の問題ですが、大体優先順位で判断しますということですが、要請は何件ありますか。

○當山達也交通部長 県内まとめて今年度は61件でございます。

○吉田勝廣委員 信号機のための予算はどのぐらい計上していますか。

○伊波一交通規制課長 今年度の予算ですが、新設につきましては約1億4720万円計上しております。

○吉田勝廣委員 信号機を要請するとき、交通量に応じていろいろな必要性や、そこはつくらなくていいのではないかと皆さん判断すると思いますが、例えば1億幾らのお金が何機か想定をして予算計上をすると思います。そうした場合に、60機以上要請されて、ことしは大体何機つくったらいいとか、また、これはつくらなくてもいいのではないかと。交通量と人が渡るとか、いろいろなことをつくっていくと思いますけど、この辺はどうなりますか。予算と市町村から上がってくる要請との兼ね合いというか、みんな要望に応えることはできないと思いますけれども、だから優先順位ということになりますが、そこはどう思いますか。

○伊波一交通規制課課長 委員の御指摘のとおり、今お話をした61機というのは、ことし上がってきた要請ということで、いわゆる来年度に設置に向けて要請がありました。毎年大現場の住民の方々からは、大体それぐらいの要請がございます。それに合わせて、当県内ではいまだ道路の新設とか改良等がございます。信号機はさらに同程度設置を要望されるという状況からしますと、年間100余りの信号機の要望がございます。当県の信号機につきましては、以前もお話をしましたけれども、現時点で2084機という信号機を設置しております。全国でも大都市圏並みの整備の状況です。それを全てお応えするということになると、物理的にも財政的にも大変困難な状況だということで、委員のお話がありましたように、必要性、優先ということで判断させていただいております。その全てを必要性があるかと言われれば、地元の方々の御要望は当然必要性があるということですが、県全体を考えていきますとやはり信号機は適正に配分しないといけない。そういうことからしますと、必ずしも全ての要望にはお応えしがたいというのが現状です。それからしますと、毎年予算が幾らあればということではないという状況になります。

○吉田勝廣委員 道路をつくったり変更したりを至るところでやっていますよね。道路の変更と車両が年間どのくらいふえているか。減っているのか、車の購入というのはたくさんなっているのか。それも非常に関連すると思います。沖縄の人口はふえていく、車もふえていく。ふえていくと交通渋滞もさまざまな言い方があるのかもしれませんが、信号機はまた必要になってくると。その辺の構造的な一規制や設置をしてくのか、交通渋滞との兼ね合いですね。この

辺はどうでなのでしょうか。

○**當山達也交通部長** 委員の御指摘のように、この10年間で県内の車両保有台数は10万台から15万台以上ふえておりますし、免許人口もこの10年で10万人程度ふえております。片や、道路整備も行われておりまして、交通環境というのは非常に円滑になる反面、その利用者はふえているという状況でございます。それに全て信号機でカバーできるかということ、なかなか一概には言えないところでございます。ちなみに、御審査いただいております西崎特別支援学校につきましては、糸満署管内から、特に糸満市内については道路整備が進んでいる状況でございますので、新しい道路、新しい交差点が整備されて、当然、その場所に信号機の設置を優先されていく状況もございまして、その必要性については検討を継続しているところでございます。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○**仲田弘毅委員** 陳情第73号ですが、この陳情に関しましては苦情が平成25年4月、平成26年3月、平成26年4月と3回にわたって申し出があったわけですが、警察で調査した結果、いずれも不当な行為はなかったということで本人にも通知が行っているわけですか。

○**幡谷賢治警務部長** 公安委員会名で回答しているところであります。

○**仲田弘毅委員** この通知はいつごろなされているものですか。

○**幡谷賢治警務部長** 平成25年4月24日付の苦情につきましては、同じく平成25年ですけれども、10月11日付の書類結果通知書によって陳情者へ通知しております。本年3月3日付の苦情につきましては、5月23日付で通知しております。4月23日付の苦情につきましては、9月18日付で通知しているところであります。

○**仲田弘毅委員** その後からの苦情申し出みたいなものはありましたか。

○**幡谷賢明警務部長** 今のところ特にございません。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議した。)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第1号議案から乙第7号議案までの条例議案7件について一括して採決を行います。

お諮りいたします。

ただいまの条例議案7件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第7号議案までの条例議案7件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第44号議案当せん券付証票の発売について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第44号議案当せん券付証券の発売については可決されました。

次に、甲第1号議案平成26年度沖縄県一般会計補正予算第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの甲第1号議案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案平成26年度沖縄県一般会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

次に、乙第47号議案専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第47号議案専決処分の承認については、これに承認することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決を行う前に、その取り扱いについて御協議を願います。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の採決方法について議案等採決区分表により協議した。)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情等については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願3件及び陳情51件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 山内末子